

令和3年1月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和3年1月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和3年1月7日（木）午後3時開議
- 2 場 所 市川市生涯学習センター第2研修室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第36号 市川市教育委員会会議規則の一部改正について
議案第37号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会への諮問について
議案第38号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について
議案第39号 東国分中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校に関する基本計画の策定について
議案第40号 市川市学校環境基本計画の策定について
議案第41号 市川市奨学資金条例施行規則の一部改正について
 - 5 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第36号 市川市教育委員会会議規則の一部改正について
議案第37号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会への諮問について
議案第38号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について
議案第39号 東国分中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校に関する基本計画の策定について
議案第40号 市川市学校環境基本計画の策定について
議案第41号 市川市奨学資金条例施行規則の一部改正について
- 5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	平田	信江
委員	島田	由紀子
委員	大高	究

委員 山元 幸恵

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松丸 多一
生涯学習部長	永田 治
生涯学習部次長	根本 泰雄
学校教育部長	小倉 貴志
学校教育部次長	石井 辰治
教育総務課長	池田 孝広
義務教育課長	新部 操
学校環境調整課長	石田 清彦
就学支援課長	福田 雅人

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	吉田 直美
//	副主幹	須志原 みゆき
//	主 査	新田 伸子

○教育長

それでは、ただ今から、令和3年1月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案6件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田史郎委員、大高究委員を指名いたします。よろしくお願いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、お願いたします。

○平田史郎委員

かしこまりました。それでは、早速ですが「議案」に入りたいと思います。議案第36号「市川市教育委員会会議規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第36号「市川市教育委員会会議規則の一部改正について」、ご説明いたします。議案1ページをお願いいたします。まず、改正の理由です。市長の補助機関である職員に補助執行させている教育委員会の権限に属する事務に関する議事について、当該議事に関係のある者を、教育委員会の会議に出席させることができることとするほか、所要の改正を行う必要があるため、本規則の一部を改正するものです。次に、主な改正の内容です。議案3ページ、新旧対照表をご覧ください。1点目は教育委員会会議に出席させることができる者の追加です。第16条第3項において教育長が議事に関して必要があると認めるときは、当該議事に関係のある者を出席させることができる旨を規定いたしました。また、2点目は、議事録の保存年限の改正です。市川市公文書等の管理に関する条例の制定に伴う市川市文書管理規程の全部改正により、議事録に関する公文書の保存期間は30年とされたことから、本規則に定める議事録の保存年限についても同様に改正いたしました。最後に、施行期日です。速やかに本規則を施行させる必要があることから、公布の日を施行期日とするものです。説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上の説明について質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第36号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第37号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会への諮問について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○義務教育課長

義務教育課長です。議案第37号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域審議会への諮問について」、ご説明をさせていただきます。議案4ページをご覧ください。本議案は、市川市立宮田小学校の通学区域の設定をするにあたり、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会への意見を求めることについて、ご審議をいただくものでございます。それでは、議案5ページをお願いいたします。諮問書案でございます。諮問理由を読み上げさせていただきますので、若干お時間をいただきます。市川市立小学校、中学校及び義務教育学校については、市川市立小学校、中学校の適正規模・適正配置に関する方針に基づき、具体的な方策を推進することとしております。この方針では、校舎の建替えを行う際を中心に、通学路の安全性等や自治会等の区分に留意しながら、小・中学校の通学区域の一致を目的とした当該通学区域の見直しを検討することとしております。現在、市川市立宮田小学校は、建替えの準備を進めており、今年度中に、宮田小学校新築基本構想・基本計画を策定する予定でございます。この計画の策定にあたり、通学区域の設定は、建替え後の学校の教育条件に影響を与えることから、市川市立宮田小学校の通学区域の設定について、審議会の意見を求めるものです。以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第37号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第38号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○義務教育課長

義務教育課長です。議案第38号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について」、ご説明をさせていただきます。議案は、6ページから7ページをご覧ください。令和3年2月から稲越町の区域において住居表示が実施されることに伴うことと所要の改正となります。改正内容は、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の別表、市川市立稲越小学校と市川市立東国分中学校の通学区域について「稲越町」を「稲越」にそれぞれ改めるものと、大洲小学校の通学区域について「大洲1丁目12、18番」を「大洲1丁目12～18番」に改めるものでございます。施行期日につきましては、住居表示は、令和3年2月1日から実施されることから、同日を施行期日とするものとし、大洲小学校の項の改正は、公布の日から施行とするものでございます。以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がない

ようですので、議案第38号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第39号「東国分中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校に関する基本計画の策定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校環境調整課長

学校環境調整課長です。議案第39号「東国分中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校に関する基本計画の策定について」、ご説明いたします。議案9ページをお願いいたします。市川市立義務教育学校の設置に関する方針に基づき、東国分中学校ブロックの東国分中学校、曾谷小学校及び稲越小学校の3校を、小中一貫型小学校・中学校とし、市内の小中一貫教育の推進に活かしていくため、東国分中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校に関する基本計画を策定する必要があります。これが、本議案を提出する理由です。

では、計画の概要をご説明いたします。恐れ入りますが、別冊1「東国分中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校に関する基本計画(案)」をお願いいたします。まず、計画の構成からでございます。1ページおめくりいただき、目次をご覧ください。本計画の構成は、「はじめに」「第1章 市川市における小中一貫教育」「第2章 東国分中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校」「第3章 教育委員会の取り組み」となっております。1ページの「はじめに」では、既存の小学校、中学校の枠組みを残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育を行う「小中一貫型小学校・中学校」を、東国分中学校ブロックにモデル校として設置をして、義務教育学校とは違う形で小中一貫教育に係る研究をすすめる、その成果を市内小中学校の取り組みに活かしていくことを明記しております。2ページをお願いいたします。「第1章 市川市における小中一貫教育」です。「1 基本的な考え方」では、小中一貫教育の推進が求められる背景と、そのことを踏まえて昨年度策定しました、義務教育学校の設置に関する方針の概要を記載しております。3ページをお願いいたします。「2 小中一貫型小学校・中学校」では、その概要を記載しております。小中一貫型小学校・中学校は、組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じた形で一貫教育を行うことができる学校のことです。そして、学校運営や教育課程上留意する事柄を(1)学校運営と(2)教育課程に示しております。(1)学校運営では、学校間の総合調整を担う校長を定めたり、学校運営協議会を合同で設置したり、小学校と中学校の教職員を併任さたりすることなどによって、一貫教育にふさわしい運営の仕組みを整えることを、(2)教育課程では、小学校における教育と中学校における教育を一貫して行うための教育課程の編成が必要となることや、教育委員会規則等において、当該小中学校が小中一貫教育を行う学校である旨を明らかにすることなどを記載しております。4ページをお願いいたします。同じく教育課程として、義務教育学校に準じて、小中一貫教科等の設定や、指導内容の入替え、移行の実施等ができる旨を記載しておりま

す。5ページをお願いいたします。ここでは、義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校、そして、現行の小・中学校、それぞれの修業年限や教育課程、教職員、教職員免許、学校施設、標準規模などについて、一覧表でまとめております。6ページをお願いいたします。第2章では、東国分中学校ブロック小中一貫型小学校・中学校の内容について記載しております。「1 小中一貫型小学校・中学校の設置」では、(1)で対象校を、(2)で学校の形態を整理しております。7ページの(3)で、対象の3校をまとめて呼ぶときの「通称名」を、(4)で、対象の3校を、小中一貫型小学校・中学校のモデル校と位置づけ、令和3年度から5年度までの3年間で得られた成果や課題を、他の中学校区へ広めていくことを明記しております。なお、通称名は、対象の学校の児童生徒や保護者等から募集して決めたもので、この名前には「3つの学校に爽やかな風が吹き抜けるように」という、児童生徒の願いが込められております。「2 東国分中学校ブロックの小中一貫型小学校・中学校の目指す方向」では、学園の教育目標、めざす学園像、めざす児童生徒像、めざす教師像について示しております。学園の教育目標は「笑顔をつなぐ 未来へつなぐ 東国分爽風学園の学び」となっております。8ページをお願いいたします。「3 教育課程」では、具体的な取り組みの方向を示しております。(1)では発達段階に即した学年段階の設定について、(2)では系統性・連続性を重視した指導計画の作成について、(3)では学習指導の工夫、(4)では生徒指導の工夫、(5)では部活動の工夫、(6)では教育課程の特例を活用した取り組みについて示しております。9ページをお願いいたします。ここでは小中一貫型小学校・中学校の設置によって期待される教育効果を記載しております。児童生徒への効果としては、義務教育9年間で学びと育ちを捉え直すことで、発達に即した教育課程の編成が可能となり、子どもの個性や能力を引き出すことができることや、中一ギャップの緩和が図られること、小学校段階での教科担任制の実施が可能となり、質の高い授業によって、学力や学習意欲が向上すること、幅広い年齢による交流活動によって、自己肯定感が高まることなどを記載してございます。教職員への効果では、小学校段階での教科担任制の導入により、授業改善が図られるとともに、子ども一人一人の理解の深化につながることで、小・中合同の行事や交流活動、授業におけるティーム・ティーチングや乗り入れ授業などの実施によって、児童生徒に必要な資質・能力の育成を図る協働体制の構築が図られることなどを示しております。10ページをお願いいたします。第3章では、教育委員会の取り組みについて記載しております。「1 学校運営の支援」では、教育委員会が主体となって小中一貫教育の実施及び改善に向けた取り組みを進めることを明示し、参考とする全国での先行事例を挙げております。11ページをお願いいたします。11ページ、12ページでは、学校運営を支援する検討体制について記載しております。学識経験者と家庭、学校、地域の代表で構成する、東国分爽風学園義務教育学校の設置に関する検討委員会を中心に、学校内組織のプロジェクト会議と、12ページの庁内組織で、成果と課題を共有しながら、学園運営の支援をしていくこととしています。13ページをお願いいたします。「今後のスケジュール」を示しておりますが、一貫型の小・中学校を運営しながら、施設一体型の義務教育学校の設置についても継続して検討していくことを明記しております。14ページをお願いいたします。

ここでは、本計画の位置づけを整理しており、15ページでは本計画に至るまでの検討状況をまとめております。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。長丁場で大変だと思いますがよろしくお願ひします。この件に関しまして質疑はございますでしょうか。特にございませんようです。議案第39号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第40号「市川市学校環境基本計画の策定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校環境調整課長

学校環境調整課長です。議案第40号「市川市学校環境基本計画の策定について」、ご説明いたします。はじめに、提案理由です。議案10ページをお願いいたします。第3期市川市教育振興基本計画が示します「社会の変化を見据えた教育環境の整備を図り、市川の質の高い教育を推進する」方針に基づき、目標の「安全・安心で充実した教育環境を実現する」ための施策「安全・安心で質の高い教育環境の整備」を一層進めるには、新しい時代に求められる学校教育の在り方やそれを実現するための学校環境について定める市川市学校環境基本計画の策定が必要であります。これが、本議案を提出する理由であります。

では、計画の概要について、ご説明いたします。恐れ入りますが、別冊2「市川市学校環境基本計画(案)」をお願いいたします。まず1枚めくっていただきまして、「はじめに」では、もう1枚めくっていただき、「市川市学校環境基本計画の策定にあたって」といたしまして、学校を取り巻く社会の変化やこれからの時代に求められる学校環境等を整理し、本市が目指す学校環境の実現に向けて、計画的かつ総合的に取り組みを進めていくことを明記しております。次に、1ページをお願いいたします。ここでは、計画策定の背景と計画の構成を示しております。本計画は、基本編と実施編で構成することとしております。2ページをお願いいたします。基本編は、新しい時代に求められる学校教育の在り方を整理した上で、その実現を図るための学校環境の在り方を、実施編は、基本編で示された学校環境の実現に向け、取り組むべき施策や条件整備をまとめております。なお、基本編につきましても、市川市教育振興審議会の答申を踏まえて整理したものでございます。計画期間は、市川市公共施設等総合管理計画との整合を図るため、令和2年度から令和12年度までの11年間としています。3ページをお願いいたします。計画の位置付けですが、市川市学校環境基本計画は市川市公共施設等総合管理計画と市川市教育振興基本計画に基づく計画として、位置付けております。1ページめくっていただきまして目次をご覧ください。本計画の構成ですが、1で基本編、2で実施編、3で計画の推進にあたって、4で資料編、の大きく4つで構成しています。では、基本編よりご説明いたします。次の1ページから12ページまでが基本編とな

ります。ではまず2ページをお願いいたします。2ページと3ページで学校を取り巻く社会の変化と育成すべき資質・能力を整理しております。学校を取り巻く社会の変化といたしましては、少子高齢化・人口減少、Society5.0、グローバル化、環境問題、新型コロナウイルスの感染拡大をあげております。3ページをお願いいたします。育成すべき資質・能力としては、これからの社会で自立的に生きるために必要とされる学びに向かう力と人間性、知識及び技能、思考力、判断力、表現力の3つで整理をしております。4ページをお願いいたします。4ページから、市川市が目指す学校教育とそれを実現するための学校環境、そして、学校施設整備の進め方を記載しております。市川市が目指す学校教育につきましては、市川市教育振興基本計画が掲げる教育施策の実施にあたり、重視する3つの考え方に沿って整理しております。まず、「(1) 多様な人との関わりを大切にして、個人の自立を促し、社会の一員として自覚を養う教育」です。多様な学び手のニーズに応じた教育、特別な教育ニーズに応じた教育の2つをあげております。5ページをお願いいたします。「(2) 一人一人が主体的に学び、個性を伸ばし、可能性を広げることを可能とする教育」では、個に応じた学びの充実、協働的な学びの充実、調和のとれた学びの充実をあげております。6ページをお願いいたします。「(3) 学びや育ちの連続性と社会との連携を強化し、豊かな人間性を育む教育」では、学びと育ちの連続性を大切にした教育、社会との連携を大切にした教育をあげております。7ページをお願いいたします。「3. 本計画における学校環境の位置づけ」では、本計画における学校環境を定義しております。学校環境は、校舎や附属施設などの学校施設と通学区域や複合化など学校施設の整備に係る諸条件としております。8ページをお願いいたします。「4. 市川市が目指す学校環境」は、学校施設の機能や役割といった側面から整理をしております。具体的には、高機能かつ多機能で変化に対応した施設、多様な学びを促す施設、安全、安心でゆとりと潤いのある施設、地域の核となる施設、そして、9ページの教職員の執務環境としてふさわしい施設としております。10ページをお願いいたします。「学校施設整備等の進め方」です。学校施設の整備等にあたっては学校に通う子どもや保護者、地域住民、教職員など、学校に関わる様々な立場の方から意見を聴き、十分な理解と協力の基で進めるとした上で、小中一貫教育を推進する施設、規模が適正化された施設、コミュニティ・スクールを推進する施設、そして、11ページの教育資源の複合化や共同化に資する施設を整備することとしております。

次に、実施編の概要についてご説明いたします。13ページから58ページまでが実施編となります。15ページをお願いいたします。15ページからは、学校施設等の状況を整理しております。16ページをお願いいたします。16、17ページで、児童生徒数・クラス数の推計を示しております。次の18、19ページでは、学校施設の一覧を、20、21ページでは、学校施設の配置状況、22ページでは、学校施設の保有量、そして、23ページから26ページで、学校の附属施設であるプールと給食室の整備状況を記載しています。27ページをお願いいたします。27ページから33ページまでは、通学区域の状況を示しております。34ページをお願いいたします。コミュニティ・スクールの状況といたしまして、学校運営協議会と地域学校協働本部の概要を整理しております。35ページをお願いいたします。35ページから38

ページまでは、学校環境に関する施策を整理しております。36ページをお願いいたします。学校環境に関する施策の方向性といたしまして、学校施設の整備、付属施設の共同化、学校施設の複合化、そして37ページに続きまして、通学区域の見直し、義務教育学校の設置、コミュニティ・スクールの推進の6つを示しております。38ページをお願いいたします。ここでは基本編と実施編の体系を整理して、施策の位置付けを明示しております。39ページをお願いいたします。39ページから58ページまでが学校環境に関する条件整備として、先ほどお示しいたしました6つの施策を更に具体的に記載をしています。40ページをお願いいたします。40ページから49ページまでは、学校施設の整備に関する具体的な内容です。まず、(1)で、学校施設に求められる主な役割として、ICTの活用、多様な児童生徒への対応、様々な人が集い、交流を生む場、地域の拠点、感染症への対策、環境、エネルギー教育の発信拠点の6つを整理してございます。そして、これらの役割を踏まえ、学校施設に充実すべき機能を、「(2) これからの学校施設に充実すべき機能」として、「学習指導要領への対応」から41ページの「変化に対応できる施設整備」までの8点に整理してございます。42ページをお願いいたします。学校施設に求められる役割や機能の具現化は、主に学校施設の建替えによって実現していくこととなりますが、新しい施設整備は、小中学校の築年数等を基準として、順次進めることを示しております。43ページをお願いいたします。「(4) 建替えの順位付け」では、建替えの順位付けのルールを示し、44ページで、建替えの進め方を示しております。建替えは、地域の合意形成を前提として、基本設計、実施設計、建設といった流れとしております。それらを踏まえまして、45ページに、建替えのスケジュールを整理しております。準備に1年、設計2年、建設3年の合計6年のスケジュールで進めることとしております。46ページをお願いいたします。ここでは、建替えにかかる費用を、そして、47ページでは、建替え費用の算定表を記載しております。48ページをお願いいたします。建替え前でありましても必要な機能改善は重要であることから、既存施設への対応といたしまして、トイレの様式化やエアコンの設置など必要な機能改善とバリアフリー対策を講じることを明示しています。最後に、これら学校施設の整備が本計画に則って着実に進められるよう、目標を定めて、その達成状況を定量的に把握し、計画の実効性を高めていくことといたしました。目標は、市川市公共施設等総合管理計画及び市川市教育振興基本計画の目標を参酌しつつ、学校施設の計画的な整備、最適な教育環境の構築、安全、安心で質の高い教育環境の整備の3つを定めました。49ページに、目標の進捗を確認するため、数値目標を定めております。50ページをお願いいたします。50ページから53ページまでは、プールや給食室といった付属施設の共同化について定めております。プールについては、すべての学校で水泳指導を実施するという前提の基、51ページ下の「検討の進め方」の通り、施設の適正配置を実現するため、市民プールの利用を最も優先して検討し、次に民間利用と拠点化を総合的に検討すること、そして、最後に自校設置を検討することといたしました。52ページをお願いいたします。給食室につきましては、「(3) 給食提供に関する方策」として、建替え中の学校への配食、給食室の大規模修繕を実施する学校への配食、そして、子校への配食を目的に給食センターの設置を検討することとしておりま

す。そして、53ページの「(5) 今後の給食提供方式」といたしましては、設置する給食センターでセンター化による効果を検証し、今後のセンター化の是非も含めて、方向性を決めることとしております。54ページをお願いいたします。学校施設の複合化についてです。学校教育に支障がない範囲内で、既存の学校の余裕教室の転用と建替え後の学校施設の複合化を図ることとしております。55ページをお願いいたします。通学区域につきましては、校舎の建替えを行う際を中心に、小、中学校の通学区域の一致を目的に見直しを行うこととしております。また、通学区域の課題を踏まえ、見直しを進める上での「視点」と56ページに「流れ」を示しております。57ページをお願いいたします。義務教育学校の設置について、その進め方や設置に係る条件を示しております。58ページをお願いいたします。コミュニティ・スクールの推進として、学校運営協議会と地域学校協働本部の2つの取り組みによって、社会に開かれた教育課程を具現化していくことを示しております。59ページから61ページには、「計画の推進にあたって」として、推進体制と計画のフォローアップを示しております。そして最後に、63ページから、資料編といたしまして、この計画に関係いたします市川市教育振興審議会への諮問書や、答申書、各種方針を記載してございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○平田史郎委員

説明をありがとうございました。本件に関して質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第40号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

最後に、議案第41号「市川市奨学資金条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○就学支援課長

就学支援課長です。議案第41号「市川市奨学資金条例施行規則の一部改正について」、ご説明いたします。議案11ページから19ページをお願いいたします。本議案は、様式の一部改正となりますことから、改正後の新様式を資料としておりますので、予めご了承ください。はじめに、提案の理由でございますが、本規則は、学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校の課程の修得を希望する者に対し奨学資金制度を設け、もって教育の機会均等を図ることを目的とする「市川市奨学資金条例」の施行に関する必要な事項を定めるものでございます。今回、申請書の添付書類であります、学校長の作成する奨学生推薦書における評価項目を文部科学省が示す指導要録で定める行動の記録と合わせるとともに、本規則で定める様式中の字句の整備を行う必要があることから、本規則の一部を改正するものでございます。議案17ページの新旧対照表をご覧ください。まず、様式第1号の冒頭部分に本規則の関係条文を加えました。次に、「保護」の項のうち、「生活保護世帯」を「生活保護受給」に、「母子(父子)世帯」を「児童扶養手当受給」に、「障害者世帯」を「障害者手帳所持者」に改め

ました。さらに、「奨学生として採用くださるようお願いいたします。」という文言中、「採用」を「決定」に改めるとともに、押印の省略として、本人と保護者の「印」という文字を削り、併せて市川市教育委員会の「様」という文字を削りました。次に議案18ページの新旧対照表をご覧ください。様式第1号と同様に、様式第2号の冒頭部分にも本規則の関係条文を加えるとともに、市川市教育委員会の「様」という文字を削りました。次に、「学業成績」の項について、文部科学省が示す指導要録で定める行動の記録と合わせるために、「行動の状況」欄を「行動の記録」欄に改めるとともに、「項目」の欄の12項目を10項目に改めました。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。特に質疑がないようですので、議案第41号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。本日本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたします。それでは、教育長にお返しいたします。

○教育長

それでは、これをもちまして、令和3年1月定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後3時40分閉会)